

学校において予防すべき感染症による届

東京都立山崎高等学校長

インフルエンザ等の学校において予防すべき感染症に罹患した際の手続きについては、下記のようにお願いいたします。学校感染症の種類と出席停止期間の基準については、次ページをご参照ください。

＜手続きの流れ＞

- (1) 体調不良で休むことを、午前8時00分～午前8時25分までの間に学校へ連絡してください。
- (2) 医療機関を受診し、学校感染症の診断を受けたら、その結果についてすぐに学校へ連絡してください。
- (3) 下記の「1 診断された場合」または「2 診断されなかった場合」どちらか該当する場合について、

保護者の方が必要事項を記入してください。どちらも、薬袋や領収証など受診日がわかるもの一つをコピーし、裏面に添付の上、登校再開初日に担任へ提出してください。

- (4) 登校後、休んだ授業担当の先生宛ての届出（別紙）を記入し、授業担当の先生へ提出すること。
- ※1・2どちらも医師の証明は不要ですが、状況によっては医師の証明を求めることがあります。

東京都立山崎高等学校長殿

平成 年 月 日

年 組 番 氏名

／保護者氏名

印

(以下、1または2の該当する欄について、保護者の方が記入してください)

1 「学校において予防すべき感染症」と診断された場合 この手続きにより、出席停止となります。

(医療機関名) 電話番号 にて

下記の該当する病名に○を付けてください。ない場合は、その他に病名を記入してください。

|                              |            |           |
|------------------------------|------------|-----------|
| インフルエンザ                      | 百日咳        | 麻疹（はしか）   |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）              | 風しん（三日ばしか） | 水痘（水ぼうそう） |
| 咽頭結膜熱（プール熱）                  | 結核         | 髄膜炎菌性髄膜炎  |
| その他（ ）←病名は次ページの表も参考にご記入ください。 |            |           |

と診断され、 月 日 時間目 から 月 日 時間目  
まで欠席させていましたが、本日より登校させます。

2 学校感染症を疑って受診したが、「学校において予防すべき感染症」と診断されなかった場合

この手続きにより、受診初日のみ公欠となります。

インフルエンザ等の学校において予防すべき感染症を疑い、  
(医療機関名) 電話番号 に受診し、  
・風邪 ・その他（ ） と診断されました。  
上記理由による欠席は 月 日（ ） 時間目 ～ 時間目です。

今回該当する病名をご確認ください。

(この面に、薬袋または診察券など受診日がわかるもののコピーを貼付してください)

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18 条)

| 分類         | 病気の種類                                                                                                                                      | 出席停止の期間                                              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 第一種<br>感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡<br>南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ<br>熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸<br>器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフル<br>エンザ                                    | 治癒するまで                                               |
|            | ※重症急性呼吸器症候群は病原体が SARS コロ<br>ナウィルスであるものに限る。<br>※中東呼吸器症候群は病原体が MERS コロナ<br>ウィルスであるものに限る。<br>※特定鳥インフルエンザの病原体の血清型は<br>現時点で H 5 N 1 及び H 7 N 9。 |                                                      |
| 第二種<br>感染症 | インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)                                                                                                                    | 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日 (幼<br>児にあつては 3 日) を経過するまで    |
|            | 百日咳                                                                                                                                        | 特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な<br>抗菌性物質製剤による治療が終了するまで       |
|            | 麻疹                                                                                                                                         | 解熱後 3 日を経過するまで                                       |
|            | 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)                                                                                                                           | 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後<br>5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるま<br>で |
|            | 風疹                                                                                                                                         | 発疹が消失するまで                                            |
|            | 水痘 (みずぼうそう)                                                                                                                                | すべての発疹が痂皮化するまで                                       |
|            | 咽頭結膜熱 (プール熱)                                                                                                                               | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで                                |
|            | 結核                                                                                                                                         | 病状により学校医その他の医師において感染の<br>おそれがないと認めるまで                |
|            | 髄膜炎菌性髄膜炎                                                                                                                                   | 病状により学校医その他の医師において感染の<br>おそれがないと認めるまで                |
| 第三種感<br>染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、<br>腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性<br>出血性結膜炎、その他の感染症                                                                          | 病状により学校医その他の医師において感染の<br>おそれがないと認めるまで                |
|            | (条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)                                                                                                                   |                                                      |
|            | 溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病<br>伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ<br>感染症、感染性胃腸炎など                                                                               | 全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を<br>要する場合など                     |

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例  
アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹 (とびひ)